

令和2年6月4日

令和元年度鈴鹿市一般会計繰越明許費について

令和元年度鈴鹿市一般会計事故繰越しについて

令和元年度鈴鹿市水道事業会計予算の繰越しについて

令和元年度鈴鹿市下水道事業会計予算の繰越しについて

放棄した市の債権の報告について

## 報 告 目 次

報告第 8 号	令和元年度鈴鹿市一般会計繰越明許費について……………	1
報告第 9 号	令和元年度鈴鹿市一般会計事故繰越しについて……………	4
報告第 10 号	令和元年度鈴鹿市水道事業会計予算の繰越しについて……………	7
報告第 11 号	令和元年度鈴鹿市下水道事業会計予算の繰越しについて……………	10
報告第 12 号	放棄した市の債権の報告について……………	13

報告第8号

令和元年度鈴鹿市一般会計繰越明許費について

令和元年度鈴鹿市一般会計繰越明許費について，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により，別紙のとおり報告する。

令和2年6月4日提出

鈴鹿市長 末松 則子

令和元年度 鈴鹿市 一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
総務費	総務管理費	文化会館施設整備事業	9,350,000	9,350,000
		市立体育館大規模改修事業	125,281,000	65,753,900
衛生費	保健衛生費	保健センター管理運営事業	2,250,000	2,250,000
		応急診療所管理運営事業	1,500,000	1,500,000
農林水産業費	農業費	県営事業負担金	91,514,000	85,331,200
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良事業	63,000,000	36,670,780
		地方道路整備事業	160,990,000	82,092,708
		橋りょう耐震整備事業	52,000,000	49,075,863
	河川費	水路新設改良事業	25,000,000	17,607,423
		河川改良事業	85,000,000	62,162,248
	都市計画費	地方道路整備事業	127,000,000	100,573,604
消防費	消防費	救急活動事業	3,400,000	3,394,225
		排水機場等施設整備事業	17,000,000	16,936,780
教育費	教育総務費	GIGAスクール構想推進事業	1,125,400,000	1,125,400,000
	小学校費	小学校運営事業	6,000,000	6,000,000
		小学校施設管理事業	9,000,000	9,000,000
	中学校費	中学校運営事業	2,500,000	2,500,000
	社会教育費	資料館等維持修繕事業	18,464,000	8,781,000
災害復旧費	公共土木施設災害復旧費	現年発生公共土木施設災害復旧事業	41,000,000	26,732,300

繰越明許費繰越計算書

左の財源内訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
			7,950,000			1,400,000
				51,700,000		14,053,900
						2,250,000
						1,500,000
				54,300,000		31,031,200
						36,670,780
			41,046,354	36,900,000		4,146,354
			19,617,400	14,400,000		15,058,463
						17,607,423
			16,345,000	39,400,000		6,417,248
			55,315,033	41,200,000		4,058,571
						3,394,225
						16,936,780
			478,936,000	315,900,000		330,564,000
						6,000,000
						9,000,000
						2,500,000
						8,781,000
			15,641,131	7,800,000		3,291,169

報告第9号

令和元年度鈴鹿市一般会計事故繰越しについて

令和元年度鈴鹿市一般会計事故繰越しについて，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により，別紙のとおり報告する。

令和2年6月4日提出

鈴鹿市長 末松 則子

令和元年度 鈴鹿市一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 予 定 額	負 為 額
				支出 済 額	支出未 済 額		
土 木 費	道路橋りょう費	道路新設改良事業	1,331,679 円	円	1,331,679 円	円	円
		地方道路整備事業	19,875,252		19,875,252		

事故繰越し繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
円 1,331,679	円	円	円	円	円 1,331,679	地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となった。
円 19,875,252		円 9,937,626			円 9,937,626	地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となった。

報告第10号

令和元年度鈴鹿市水道事業会計予算の繰越しについて

令和元年度鈴鹿市水道事業会計予算の繰越しについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年6月4日提出

鈴鹿市長 末松 則子

令和元年度 鈴鹿市水道事業

地方公営企業法第26条第1項の規定

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
資本的支出	建設改良費	配水管布設事業	312,447,748	192,465,050	68,168,000
		水道施設整備事業	2,346,182,252	2,117,019,995	227,101,000

# 会計予算繰越計算書

## による建設改良費の繰越額

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
工事収入等	企業債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
68,168,000			51,814,698		関連する別途工事及び 移設申請者との工程調 整のため
	204,100,000	23,001,000	2,061,257		関連する別途工事及び 移設申請者、工事関係 者との工程調整のため

報告第11号

令和元年度鈴鹿市下水道事業会計予算の繰越しについて

令和元年度鈴鹿市下水道事業会計予算の繰越しについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年6月4日提出

鈴鹿市長 末松 則子

令和元年度 鈴鹿市下水道事

地方公営企業法第26条第1項の規定

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
公共下水道事業	建設改良費	汚水整備事業	1,965,559,000	1,234,419,308	615,370,000
		雨水整備事業	876,457,000	363,594,452	511,200,000

地方公営企業法第26条第2項ただし

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
公共下水道事業	建設改良費	雨水整備事業	266,790,000	248,131,240	9,704,876

業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書

による建設改良費の繰越額

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
補助金等	企業債	損益勘定留保資金			
円	円	円	円	円	
270,850,000	304,100,000	40,420,000	115,769,692		関係機関との協議等に日数を要したため
229,500,000	250,600,000	31,100,000	1,662,548		関係機関との協議等に日数を要したため

書の規定による事故繰越額

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
補助金等	企業債	損益勘定留保資金			
円	円	円	円	円	
		9,704,876	8,953,884		用地取得及び物件移転補償について、支障物件の移転作業に不測の日数を要したため

報告第12号

放棄した市の債権の報告について

鈴鹿市債権管理条例（平成25年鈴鹿市条例第31号）第14条第1項の規定により別紙のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月4日提出

鈴鹿市長 末松 則子

放棄した市の債権一覧

債権の名称	債権所管部署名	発生年度
鈴鹿市応急診療所診療費	健康福祉部健康づくり課	平成27年度
市営住宅使用料	都市整備部住宅政策課	平成24年度から平成26年度まで
水道管破損弁償金	上下水道局経理課	平成27年度
水道料金	上下水道局営業課	平成28年度
合 計		

件数	金額	放棄した事由（根拠）及び件数
1 件	2,290円	消滅時効（条例第14条第1項第1号）1件
3 件	176,000円	消滅時効（条例第14条第1項第1号）3件
1 件	4,320円	消滅時効（条例第14条第1項第1号）1件
462件	3,483,012円	消滅時効（条例第14条第1項第1号）462件
467件	3,665,622円	消滅時効（条例第14条第1項第1号）467件